

喜多方地方広域市町村圏組合消防就業体験実習受入実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方地方広域市町村圏組合消防署及び分署（以下「消防署等」という。）が行う就業体験実習受入に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 生徒及び学生に就業体験実習の機会を提供し、職業意識の向上を図り、消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 就業体験実習受入の対象者（以下「実習生」という。）は、原則として、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「学校等」という。）に在籍する生徒及び学生とする。

(実習生の受入手続及び決定)

第4条 実習生が在籍する学校等の代表者は、就業体験実習受入申込書（様式第1号）を、就業体験実習受入を希望する消防署長または分署長（以下「消防署長等」という。）に提出しなければならない。

2 消防署等の消防署長等は提出された申込書の内容を速やかに審査し、受入の可否を決定するとともにその結果を申込者に連絡するものとする。

(実習期間及び実習時間)

第5条 就業体験実習受入期間は、原則として5日以内で、学校等と協議のうえ定める期間とする。

2 受け入れる実習生が実習を行う時間は、原則として午前9時から午後4時の間とする。ただし、消防署長等が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 消防署等は、実習生に対して報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(誓約書等)

- 第7条 実習生は、誓約書を事前に消防署長等に提出しなければならない。
- 2 実習生はこの誓約書の遵守を徹底するものとし、学校等の代表者は、実習生に対しこの誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。
 - 3 実習生のうち中学生にあっては、学校等の代表者の責任において、誓約書の提出を問わないものとする。

(服務等)

- 第8条 実習生は、学校等に在籍する身分を保有し、消防署長等は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。
- 2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
 - 3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習を担当する消防署長等及び実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示等に従わなければならない。
 - 4 実習生は、消防署等の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。
 - 5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防署等にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

- 第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習の中止)

- 第10条 消防署長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。
- (1) 実習生が第8条または第9条の規定による服務、義務に従わないとき。
 - (2) 感染症等のまん延を防止する措置が必要となったとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。
- 2 消防署長等は、前項の規定により実習を中止する場合はその旨を学校等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第 11 条 学校等の代表者または実習生は、実習中の事故に備え傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により消防署等に損害を与えたときは学校等の代表者及び実習生は、消防署等に対しその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合、または問題が生じるおそれがある場合は、その都度学校等の代表者と協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。